

◎名古屋地方裁判所規程第一号

下級裁判所事務処理規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十六号）第二十八条の規定に基づき、名古屋地方裁判所事務処理規程を次のように定める。

平成二十六年六月十三日

改正 令和元年六月二八日

改正 令和元年十二月六日

名古屋地方裁判所

名古屋地方裁判所事務処理規程

（趣旨）

第一条 名古屋地方裁判所が行う司法行政事務については、法令及び規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定例の裁判官会議の招集時期）

第二条 裁判官会議は、毎年六月及び十二月に招集しなければならない。

(常置委員会)

第三条 裁判官会議に常置委員会を置く。

2 常置委員会は、司法行政事務について、名古屋地方裁判所長（以下「所長」という。）の諮問に応じて意見を答申するほか、司法行政事務の運営について企画し、意見を述べることができる。

3 常置委員会の組織及び運営の方法は、別に定める。

(議案の提出)

第四条 所長が裁判官会議に議案を提出するには、あらかじめ常置委員会に諮問しなければならない。

2 所長以外の判事（判事の権限を有する判事補を含む。以下同じ。）が裁判官会議に議案を提出するには、あらかじめ五人以上の者が書面によって発議しなければならない。この場合においては、少なくとも会日の三週間前（常置委員会の承認を得た場合を除く。）までに付議事項及び提案の理由を明示した書面を所長に提出しなければならない。

(定足数)

第五条 裁判官会議は、判事の三分の二以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(司法行政事務の委任)

第六条 次に掲げる事項を除き、その他の司法行政事務は、所長に委任する。

- 一 規則及び規程の制定及び改廃に関する事項
 - 二 裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序に関する事項
 - 三 開廷の日割に関する事項
 - 四 所長その他の裁判官に差し支えのある場合の司法行政事務についての代理順序に関する事項
- 2 所長が、委任された事務のうち、次に掲げる事項を処理する場合には、あらかじめ常置委員会に諮問し、その意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。
- 一 各種委員及び各指導担当裁判官の指名に関する事項
 - 二 裁判官以外の裁判所職員（以下「職員」という。）の任免、補職及び勤務裁判所の指定に関する事項
- （臨時的職員、任期付採用職員及び一般職の職員の給与に関する法律第二十二條第二項に定める常勤を要しない職員の任免、職員の併任及び併任の解除並びに育児休業、自己啓発等休業及び配偶者同行休業の承認に関する事項を除く。）

三 職員の昇格に関する事項

四 裁判所法第八十条第三号の規定による司法行政の監督に関する事項

五 裁判官分限法第六条の規定による申立て及び同法第八条の規定による抗告に関する事項

六 職員の分限（心身の故障のため長期の休養を要する場合にする休職を除く。）及び懲戒に関する事項

七 司法委員及び鑑定委員となるべき者の選任及び選任の取消しに関する事項

八 裁判官会議又は常置委員会が定めた事項

3 所長が前項により処理した事務は、次の裁判官会議に報告しなければならない。

4 支部における裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）及び裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）に規定する司法行政事務は、当該支部の支部長に委任する。

（応急措置）

第七条 緊急の事情のために裁判官会議を開くことができないときは、所長は、応急の措置を講ずることができる。ただし、前条第一項第一号の事項については、この限りではない。

2 所長が、前条第一項第二号から第四号までに掲げる事項について、前項により応急の措置を講ずる場合には、前条第二項の規定を準用する。

3 第一項により所長が応急の措置を講じたときは、次の裁判官会議において承認を得なければならない。

(改正方法)

第八条 この規程を改正するには、裁判官会議の出席裁判官の三分の二以上の賛成がなければならない。

附 則

この規程は、平成二十六年六月十四日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年七月一日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年十二月六日から施行する。